

○独立行政法人日本スポーツ振興センター新国立競技場整備事業に係るアドバイザリー会議設置要綱  
(平成 28 年 11 月 22 日平成 28 年度要綱第 20 号)

(趣旨)

第 1 条 新国立競技場を確実に竣工するため、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）に新国立競技場整備事業に係るアドバイザリー会議（以下「会議」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 会議は、アドバイザー 7 名以内で組織する。

- 2 アドバイザーは、新国立競技場整備事業に係る技術提案及び価格等の交渉等について調査審議してきた経緯を勘案し、新国立競技場整備事業の技術提案等審査委員会の委員経験者その他同等程度の学識経験を有する者等から理事長が委嘱する。
- 3 会議に座長を置く。座長は、アドバイザーの中から理事長が指名する。
- 4 座長は、会務を総理する。
- 5 座長に事故があるときは、あらかじめその指名するアドバイザーが職務を代行する。

(任期)

第 3 条 アドバイザーの任期は、平成 32 年 3 月 31 日までとする。欠員が生じた場合の後任のアドバイザーの任期も同様とする。

(任務及び運営)

第 4 条 会議は、理事長が招集する。

- 2 アドバイザーは、会議において、新国立競技場を確実に竣工するため、新国立競技場整備事業の技術提案等審査委員会において調査審議された事項について継続的な確認を行うほか、理事長の求めに応じ、専門的見地から個別の助言を行う。
- 3 センターの役職員は、会議に出席し、意見を述べることができる。
- 4 座長が必要と認めるときは、アドバイザー以外の者の協力を求めることができる。

(守秘義務)

第 5 条 アドバイザーは、会議において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。アドバイザーを辞した後もまた同様とする。

(庶務)

第 6 条 会議に関する庶務は、新国立競技場設置本部において処理する。

(雑則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営上必要な事項は、座長と協議の上、理事長が定める。

附則

この要綱は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。